

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公表番号】特表2017-534266(P2017-534266A)

【公表日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-045

【出願番号】特願2017-516694(P2017-516694)

【国際特許分類】

A 2 4 B 3/14 (2006.01)

A 2 4 B 15/30 (2006.01)

【F I】

A 2 4 B 3/14

A 2 4 B 15/30

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年9月23日(2020.9.23)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

均質化したたばこ材料を調製するための方法であって、

約0.2ミリメートル～約4ミリメートルから成る平均サイズを有する纖維を得るためにセルロース纖維をパルプ化および精製する工程と、

1つ以上のたばこタイプのたばこのブレンドを、約0.03ミリメートル～約0.12ミリメートルから成る平均サイズを有するたばこ粉末へ粉碎する工程と、

スラリーを形成するために、前記パルプを、異なるたばこタイプのたばこ粉末ブレンドと組み合わせ、かつ前記均質化したたばこ材料の総重量の乾燥質量基準で約1パーセント～約5パーセントから成る量で結合剤と組み合わせる工程と、

前記スラリーを均質化する工程と、

前記スラリーから前記均質化したたばこ材料を形成する工程と、

を含み、

パルプ化および精製する前記工程が、

前記セルロース纖維を少なくとも部分的にフィブリル化する工程を含む、
方法。

【請求項2】

前記スラリーを振動する工程を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

パルプ化および精製する前記工程が、

約1ミリメートル～約3ミリメートルから成る平均サイズを有する纖維を得るためにセルロース纖維をパルプ化および精製する工程を含む、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

パルプ化および精製する前記工程が、

濃縮したパルプを形成する工程であって、前記セルロース纖維の量が前記濃縮したパルプの総重量の約3パーセント～約5パーセントの量である、工程と、

前記濃縮したパルプを希釈する工程であって、前記セルロース纖維の量が前記希釈したパルプの総重量の約1パーセント未満である、工程と、を含む、請求項1～3のいずれか

1項に記載の方法。

【請求項5】

エアロゾル形成体を前記スラリーに添加する工程を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

前記スラリーから均質化したたばこ材料を形成する前記工程であって、

前記スラリーのウェブをキャスティングする工程と、

キャストウェブを乾燥する工程と、を含む、請求項1～5のいずれか1項に記載の方法。

。

【請求項7】

1つ以上のたばこタイプのたばこをブレンドする前記工程が、以下のたばこ、すなわち

、
ライトたばこ、

ダークたばこ、

アロマティックたばこ、

フィラーたばこ、のうちの1つ以上をブレンドする工程を含む、請求項1～6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項8】

均質化したたばこ材料であって、

セルロース繊維および水を含むパルプと、

約0.03ミリメートル～約0.12ミリメートルの平均粉末サイズを有する異なるたばこタイプの粉末のブレンドと、

前記均質化したたばこシートの乾燥質量で約1パーセント～約5パーセントの量の結合剤と、を含み、

前記たばこ粉末ブレンドに添加される前記セルロース繊維が、前記均質化したたばこシートの総重量の乾燥質量基準で約1パーセント～約3パーセントから成る量であり、かつそれらの平均サイズが約0.2ミリメートル～約4ミリメートルから成り、

前記たばこ粉末ブレンドに添加される前記セルロース繊維が、少なくとも部分的にフィブリル化される、

均質化したたばこ材料。

【請求項9】

前記たばこ粉末ブレンドに添加される前記セルロース繊維の前記平均サイズが約1ミリメートル～約3ミリメートルから成る、請求項8に記載の均質化したたばこ材料。

【請求項10】

約1ミリメートル～3ミリメートルから成る平均サイズを有する前記たばこ粉末ブレンドに添加されるセルロース繊維の割合が、前記パルプの中の前記セルロース繊維の前記サイズの標準偏差の4倍に等しい、請求項8または9に記載の均質化したたばこ材料。

【請求項11】

前記たばこ粉末ブレンドに添加される前記セルロース繊維が木材セルロース繊維を含む、請求項8～10のいずれか1項に記載の均質化したたばこ材料。

【請求項12】

前記結合剤がグアーを含む、請求項8～11のいずれか1項に記載の均質化したたばこ材料。

【請求項13】

エアロゾル形成体を含む、請求項8～11のいずれか1項に記載の均質化したたばこ材料。

【請求項14】

請求項8～13に記載の均質化したたばこ材料の一部分、または請求項1～8に記載の方法により実現される均質化したたばこ材料の一部分を含むエアロゾル発生物品。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

パルプ化および精製する工程は、セルロース纖維を少なくとも部分的にフィブリル化する工程を含むことが好ましい。本明細書で考慮されているフィブリル化されるセルロース纖維は、たばこブレンドの中に含有されているセルロース纖維に添加されるものである。添加された纖維のフィブリル化は、均質化したたばこウェブの強化を改善する場合がある。纖維のフィブリル化を得るために、纖維は、例えば、機械的摩擦力、剪断力、および圧縮力を受ける。フィブリル化は、セルロース纖維の細胞壁の部分的剥離を含む場合があり、結果として、顕微鏡で見ると毛で覆われたような外観を湿ったセルロース纖維の表面にもたらす。この「毛」はミクロフィブリルとも呼ばれる。最も小さいミクロフィブリルは、個別のセルロース鎖ほど小さくてもよい。フィブリル化は、スラリーが乾燥した後のセルロース纖維間の相対結合面積を増加し、均質化したたばこウェブの引張強さを増加する傾向がある。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0037

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0037】

有利なことに、添加されるセルロース纖維は少なくとも部分的にフィブリル化される。好ましい実施形態では、結合剤はグラーを含む。均質化したたばこ材料は、キャストリーフたばこであってもよい。スラリーは、たばこ粉末、ならびに好ましくは纖維粒子、エアロゾル形成体、風味、および結合剤のうちの1つ以上を含む。関連する利点は上記の発明の方法と併せて既に説明され、そして単純化のために繰り返さない。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0076

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0076】

パルプ調製の工程107の後、随意の纖維のフィブリル化の工程が実施されることが好ましい(図1に図示せず)。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0080

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0080】

セルロース纖維供給調製ライン400は、纖維を処理およびフィブリル化するための纖維精製システム403もさらに含み、これにより長い纖維および絡まった纖維が取り除かれ均一な纖維分布が得られる。